

多摩市立温水プール・多摩市総合福祉センター

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令 和 8 年 6 月
多 摩 市

目 次

1	指定管理者募集の趣旨	- 2 -
2	施設の設置目的	- 2 -
3	対象施設の概要	- 2 -
4	指定期間	- 3 -
5	指定管理者の業務	- 3 -
6	指定管理料	- 3 -
7	利用料金	- 4 -
8	応募資格	- 4 -
9	欠格事項	- 4 -
10	選定のスケジュール	- 5 -
11	申請書の受付等	- 5 -
	(1) 申請書の受付	- 5 -
	(2) 現地説明会の実施	- 6 -
	① 開催日時	- 6 -
	② 場所	- 6 -
	③ 参加申込	- 6 -
	④ 持ち物	- 6 -
	(3) 資料の閲覧	- 6 -
	① 開催日時	- 6 -
	② 場所	- 6 -
	③ 参加申込	- 6 -
	(4) 質問の受付及び回答	- 6 -
	① 受付期間	- 6 -
	② 提出方法	- 7 -
	③ 回答	- 7 -
12	申請書類	- 7 -
13	申請に当たっての留意事項	- 8 -
14	特記事項（指定管理者にとって重要なリスク）	- 9 -
15	審査及び選定に関する事項	- 10 -
16	協定に関する事項	- 13 -
17	様式について	- 14 -
18	問合せ先	- 14 -

多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の趣旨

多摩市では、多摩市立温水プール（以下「温水プール」という。）及び多摩市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の市民サービスの向上及び管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、多摩市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年多摩市条例第31号）（以下「手續条例」という。）、多摩市立温水プール条例（平成12年多摩市条例第30号）（以下「温水プール条例」という。）第3条及び多摩市総合福祉センター条例（平成8年多摩市条例第22号）（以下「総合福祉センター条例」という。）第13条の規定に基づき、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

なお、温水プールと総合福祉センターは、それぞれの設置条例により異なる設置目的を持つ独立した施設となっていますが、建築物としては一体施設として建設されたものであり、従来より施設の維持管理業務などの共通業務を一元的に行ってきたことから、同一の指定管理者による一括管理とします。

本募集要項は、温水プール及び総合福祉センターの指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものであり、本募集要項とあわせて配布する管理基準と一体の資料とします。

2 施設の設置目的

温水プールは、生涯スポーツを日常的に実践することを念頭に、スポーツ・レクリエーション活動の支援を行い、市民のふれあいの場となるとともに、それぞれの健康づくりができ、親・子・孫まで三世代の家族が揃って利用できる総合的な水泳活動の拠点施設として設置した施設です。

また、総合福祉センターは、高齢者や障がい者が住みなれた地域で、生きがいをもちながら自立した生活をしていくことができるよう、市民と行政とが協働、連携しながら、温かい心のかようまちづくりを目指す福祉社会を築いていくための拠点施設として設置した施設です。

3 対象施設の概要

(1) 温水プール

名 称	多摩市立温水プール（アクアブルー多摩）
位 置	多摩市南野三丁目15番地2
構造規模	鉄筋コンクリート造、地上4階建
敷地面積	10,600.16㎡
延床面積	11,054.48㎡
建築時期	平成12年7月

(2) 総合福祉センター

名 称	多摩市総合福祉センター
位 置	多摩市南野三丁目15番地1

構造規模	鉄骨鉄筋コンクリート造、地上7階建
敷地面積	8,316.74㎡
延床面積	12,830㎡
建築時期	平成9年3月

4 指定期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日の5年間

5 指定管理者の業務

指定管理者が行う業務は次のとおりとします。

- (1) 温水プール（温水プール条例第3条に規定する業務）
 - ア 事業等の運営に関する業務
 - イ 施設等の利用の承認及び制限に関する業務
 - ウ 施設等の維持管理に関する業務
 - エ 利用料金の徴収に関する業務
 - オ その他市長が特に必要と認める業務
- (2) 総合福祉センター（総合福祉センター条例第3条第1号及び第3号、第13条に規定する業務）
 - ア 老人福祉センターの管理運営に関する業務
 - イ 施設等の利用の承認及び制限に関する業務
 - ウ 施設等の維持管理に関する業務
 - エ 利用料金の徴収に関する業務
 - オ その他市長が特に必要と認める業務

6 指定管理料

- (1) 本募集においては「利用料金制」を導入しています。指定管理者は、利用者が支払う利用料金と、自らが企画実施する各事業の収入等を自らの収入とするほか、多摩市が支払う指定管理料をもって施設を運営します。
- (2) 本募集においては、令和9年度は金553,326千円以内、令和10年度から令和13年度までの各年度の指定管理料を各年度において516,425千円以内（温水プール及び総合福祉センターは消費税、地方消費税その他一切の経費を含む。老人福祉センターは消費税法上、非課税となる第二種社会福祉事業に該当するため非課税とする。）として事業提案してください。収支計画書、その他の資料でも同様です。なお、指定管理料の額は、施設の管理運営に係る経費の総額から利用料金等の収入見込額を差し引いた額とします。
- (3) 各年度の指定管理料は、前年度の指定管理者の収支状況等を踏まえ、各年度の予算額の範囲内で、多摩市と指定管理者が協議のうえ決定します。なお、指定管理料は、会計年度毎に月払いで支払われます。

- (4) 収支計画や指定管理料の積算にあたっては、令和10年度以降は人件費・物価高騰等による上昇は見込まないでください。各年度の前年度の予算積算において人件費・物価高騰等による上昇分は市と協議の上、年度協定を締結します。

7 利用料金

利用料金は、温水プール条例及び総合福祉センター条例で定める額の範囲内において、指定管理者が市の承認を得て定めるものとし、当該利用料金は指定管理者の収入とします。老人福祉法の規定により老人福祉センターの利用は無料としますが、事業の実施にあたり必要な実費（テキスト代、材料費等）を徴収することは差し支えないこととします。

※令和10年1月に利用料金の改定を予定しています。詳細は9・10ページ 14 特記事項（指定管理者にとって重要なリスク）(3)をご確認ください。

8 応募資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない）

ア 応募団体は、団体若しくは複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）とします。

イ グループで応募する場合は、グループを代表する団体（以下「代表団体」）を定めること。

ウ グループの構成団体は、別のグループの構成団体となって応募すること及び単独で応募することはできません。

- (2) 応募することができない団体

手続条例第3条第2項の各号に規定する以下の事項に該当する団体は、応募することができません。

ア 多摩市議会議員又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体

イ 多摩市長若しくは副市長又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）

ウ 多摩市教育委員会教育長若しくは多摩市教育委員会委員又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）

9 欠格事項

多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第5条の各号に規定する以下の事項に該当する団体は、指定管理者の候補者又は指定管理者になることはできません。

- (1) 手続条例第3条第2項各号に規定する団体

- (2) 当該団体の責めに帰すべき事由により、市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の

取消しを受けてから2年を経過しない団体

- (3) 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
- ア 公の施設の管理を行うために必要な契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続をしている団体
- (6) 当該団体又はその代表者が、国税又は地方税を滞納している団体
- (7) 当該団体が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は当該団体の役員が、同条第6号に掲げる暴力団員である団体及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (8) その他、多摩市長が指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定することが適当でないとする団体

10 選定のスケジュール

選定は、以下のとおり行う予定です。

(1) 募集要項等の配布、説明会申込受付	令和8年 6月5日（金）～6月12日（金）
(2) 資料閲覧会・現地説明会	令和8年 6月22日（月）
(3) 質問書受付〆切	令和8年 6月22日（月）～6月28日（日）
(4) 質問回答日	令和8年 7月1日（水）
(5) 申請書の受付	令和8年 7月15日（水）～7月24日（金）
(6) 一次審査の結果通知	令和8年 7月末
(7) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年 8月12日（水）
(8) 二次審査の結果通知	令和8年 9月中旬
(9) 個人情報保護安全管理委員会での審議	令和8年 10月
(10) 仮協定の締結	令和8年 11月初旬
(11) 指定管理者の指定の議決	令和8年 12月中旬

プレゼンテーション後、選定委員会より質問事項があつた場合は市がとりまとめ、メールにて提案者に送付するため、指定された期日までに回答すること。

11 申請書の受付等

(1) 申請書の受付

申請書類を以下のとおり受け付けます。

- ア 受付日時 令和8年7月15日（水）9時から7月24日（金）17時まで
- イ 受付方法 申請書類は持参により提出してください。
- ウ 受付場所 多摩市役所本庁舎B棟1階 健康福祉部高齢支援課

(2) 現地説明会の実施

募集要項、管理基準に関する説明及び現場の状況等についての説明会を実施します。応募を予定している団体等は現地説明会への参加が必須となります。ご注意ください。

会場の都合により、参加人数は各団体3名以内とします。

① 開催日時

令和8年6月22日（月）

13時～	説明会 受付開始
13時30分～14時	募集要項、管理基準等の説明
14時～15時	施設見学
15時30分～16時30分	質疑応答

② 場所

多摩市総合福祉センター 7階 704研修室

※駐車場は温水プール駐車場（有料）をご利用ください。総合福祉センター駐車場の利用は不可とします。

③ 参加申込

6月12日（金）正午までに、現地説明会参加申込書（様式5）を、下記メールアドレス宛て、電子メールにて送付してください。

電子メールの件名は「現地説明会申込み」としてください。

メールアドレス：tm214000@city.tama.tokyo.jp（健康福祉部高齢支援課アドレス）

④ 持ち物

募集要項、管理基準及び申請書類等

(3) 資料の閲覧

下記の日時で、設計図面、竣工図面等の閲覧ができます。

① 開催日時

令和8年6月22日（月） 10時から11時30分まで

② 場所

多摩市総合福祉センター 6階 創作室

③ 参加申込

6月12日（金）正午までに、資料閲覧申込書（様式6）を、上記（2）の③のメールアドレス宛て、電子メールにて送付してください。

電子メールの件名は「資料閲覧申込み」としてください。

(4) 質問の受付及び回答

募集要項、管理基準の内容に関する質問を受け付けます。

① 受付期間

令和8年6月22日（月）から6月28日（日）まで

② 提出方法

上記受付期間内に、質問書（様式7）を、上記2の（3）のメールアドレスあて、電子メールにて送付してください。

電子メールの件名は「指定管理に関する質問の送付」としてください。なお、窓口及び電話での質問には応じることはできませんのでご了承ください。

③ 回答

全ての質問を取りまとめた上、令和8年7月1日（水）に、現地説明会に参加した全ての団体に電子メールにて回答します。なお、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの等については、回答しないことがありますのでご了承ください。

1.2 申請書類

申請時に以下のとおり書類及び書類の電子データ（CD-RもしくはDVD-R）を提出してください。書類の提出部数は15部（原本1部、コピー14部）です。ただし、1、2、3は提出部数1部とします。

なお、各様式の項目を満たしていれば本様式に添う必要はありません。

- 1 チェックリスト（※提出部数は1部のみ）
- 2 指定申請書（施行規則第1号様式）（※提出部数は1部のみ）
- 3 指定申請に係る誓約書（様式1）（※提出部数は1部のみ）
- 4 団体概要（様式2）（※グループの場合、グループ構成団体表（様式2-2）へ記載の上、全ての団体について団体概要が1枚ずつ必要）
- 5 事業計画書（様式3）
 - (1) 基本方針
 - ① 管理運営方針（様式3-2）
 - (2) 組織
 - ① 人員配置・研修体制（様式3-3）
資料：組織図・研修計画書
 - ② 団体の経営状況（様式3-3）
資料：貸借対照表・損益計算書（販売費及び一般管理費の明細付）過去3年分（ただし法人でない場合は収支計算書で可）
 - ③ 団体の実績（様式3-4）
 - (3) 管理
 - ① 事業運営の安全・安定性（様式3-5）
 - ② 要員配置計画書（様式3-6） 資料：ローテーション表
 - ③ 施設管理の安全・安定性（様式3-7）
 - ④ 快適な環境・衛生管理（様式3-8）
 - ⑤ 危機管理（様式3-9） 資料：危機管理マニュアル（救急・事故・災害等）
 - ⑥ コンプライアンス（様式3-10） 資料：団体規定・個人情報保護の取り組み等
 - ⑦ 公平な施設利用（様式3-10）

(4) 事業・サービス

- ① 事業方針（様式3-11）
- ② 利用者の満足度向上策（様式3-12） 資料：苦情対応・ニーズ調査等マニュアル
- ③ 利用者増加策（様式3-13）
- ④ 指定事業及び自主事業計画（様式3-14）

(5) コスト

- ① 収支計画書（基本的な考え方）（様式3-15）
- ② 具体的自主財源確保策（様式3-16）
- ③ 具体的経費削減策（様式3-17）
- ④ 収支計画書（様式3-18①）
- ⑤ 改定料金案及び改定料金による利用料算出表（様式3-18②）

(6) 地域貢献

- ① 市内事業者の活用案（様式3-19）
- ② 市内事業者との連携（様式2-2で確認可能なため提出不要）
- ③ 自治体との災害協定実績（様式3-20）
- ④ ボランティア活動の実績（様式3-21）

(7) その他

- ① 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ② 役員名簿
- ③ 当該年度の事業計画書及び過去2カ年の事業報告書
- ④ 法人の登記簿謄本（法人格のない団体はその構成状況を表す書類で可）
- ⑤ 過去3カ年の法人税納税証明書及び消費税納税証明書（納税義務のない団体はその旨の申立書）（様式3-22）
- ⑥ グループの場合グループ結成の協定書等
- ⑦ 同意書（警視庁照会）（様式3-23）

※提出された役員名簿（グループの場合は、代表団体及び全ての構成団体の全役員）により、本要項9の(7)への該当の有無を、警視庁に照会することへの同意書です。

13 申請に当たっての留意事項

(1) 接触の禁止

本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。

(2) 重複提案の禁止

応募1団体（グループ）に対して、提案は1案とします。複数の提案はできません。

(3) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(5) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募団体の負担とします。

(7) 提出書類の取扱い・著作権

多摩市が提示する設計図書の著作権は多摩市及び設計者に帰属し、団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、多摩市は、本事業において公表する場合その他必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

なお、提出された応募書類は、多摩市情報公開条例における「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。公開の可否は、同条例に基づき市が決定します。

(8) 追加書類の提出

多摩市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(9) 応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出してください。

(10) グループ構成団体の変更

グループで応募する場合、書類提出後の代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

(11) 大規模改修工事

多摩市総合福祉センター及び多摩市立温水プールは今後、大規模改修時期について検討がなされる予定です。詳細は、14特記事項（指定管理者にとって重要なリスク）をご確認ください。

また、施設や設備に劣化等が発見された場合、緊急で工事を実施することがあります。

(12) 清掃工場からの熱供給について

管理基準6-(1)-キ「清掃工場からの熱供給」にある「ごみ焼却余熱の供給」の停止により、毎年1月から2月の間に2週間程度、温水プールの休館を予定しています。ただし、年間予定によらない臨時の「ごみ焼却余熱の供給」の停止期間が生じることがあります。

14 特記事項（指定管理者にとって重要なリスク）

(1) 多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センターの大規模改修工事

多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センターは、大規模改修工事の検討を予定しています。大規模改修工事の内容によっては、指定管理者には下記の逸失利益が生じるリスクがあります。また、多摩市立温水プール及び総合福祉センターの大規模改修工事前に、温水プール・総合福祉センターの劣化度診断を行う可能性があり、この場合は指定管理業務に影響が出る可能性があります。

① 利用料収入の減少リスク

改修内容により施設利用料、使用料、自主事業収入等の収入が減少する恐れがあります。多摩市は、収入名称の如何に関わらず、大規模改修工事に伴う利用料収入の減少を補填いたしかねます。

② 指定管理料の減少リスク

改修内容により人件費、業務委託費、光熱水費等の指定管理料の積算根拠となる経費が減少する場合、多摩市は指定管理料を相応に減額します。多摩市は、人件費における休業補償、業務委託契約による補償等、名称の如何に関わらず、補填いたしかねます。

③ 指定管理期間の短縮リスク

改修内容によっては、長期間にわたり施設を閉館する恐れがあります。この場合、市は市議会の議決を経て、相応の期間を指定管理期間から短縮します。短縮された期間は指定管理料を支払いたしかねます。

(2) 新興感染症の対応について

新興感染症の感染状況により、臨時休館または開館時間の短縮をする恐れがあります。これに伴う収入および経費の減少等については、管理基準「16 リスク分担」にある「不可抗力」に該当するものとして、リスク分担は市と指定管理者の協議事項とします。

(3) 利用料金の改定について

利用料金について令和10年1月に改定を予定しており、温水プール及び総合福祉センターも対象です。改定については令和8年9月議会で条例改正案を提案する予定です。

改定料金案については6月下旬に多摩市公式ホームページ上に掲載される「改定料金案及び改定料金による利用料算出表」を参照してください。

指定管理者募集における申請時には令和9年4月～12月利用分までは現在の料金、令和10年1月利用分からは改定を予定している新料金を見込んだ収入・支出等を算出してください。算出にあたっては、多摩市民の利用者増加と利用料金収入の最大化が図れるよう利用料金上限額の範囲内で適用料金を定めたいうえで、事業計画・収支計画等を策定し事業提案してください。

15 審査及び選定に関する事項

指定管理者の候補者の選定は、次の手順により行います。

(1) 審査体制

多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定審査会設置要綱（令和8年多摩市告示第243号）に基づき設置した多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定審査会（以下「選定審査会」という。）、多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、応募団体から提出された提案内容を選定基準に基づき審査します。

委員の構成

ア 選定審査会

多摩市くらしと文化部長、多摩市健康福祉部長、多摩市くらしと文化部スポーツ振興課長、多摩市健康福祉部福祉総務課長及び高齢支援課長

イ 選定委員会

施設の管理運営に関し専門的な知識を有するもの4名以内、公募による市民2人以内

(2) 審査及び選定

一次審査

一次審査として、選定審査会が事業者から提出された提案内容について審査基準に基づき、書類審査します。

<審査項目>

以下に従い、審査を行います。

審査項目による評価 (23項目・全320点) /名 × 審査会委員5名 計1,600点満点

合計点の高い順に順位付けを行い、上位3者程度まで一次審査通過者とします。なお、同点で順位付けを明確にする必要がある場合は、審査委員の投票で決定します。投票においても同数の場合は委員長による決定とします。

<審査基準> 12ページ (3) 選定審査会評価表

<配点>

評価及び得点				
特に優れている	優れている	普通	劣っている	特に劣っている
5点	4点	3点	2点	1点

一次審査の結果については、7月末に提案書類を提出した全事業者に対して書面により通知します。

二次審査 (指定管理予定候補者の選定)

一次審査を通過した事業者からのプレゼンテーション、ヒアリング、申請書類をもとに選定委員会が審査し、指定管理予定候補者を決定します。プレゼンテーション、ヒアリングは各20分ずつ1団体ごとに行います。日時・手法等の詳細は、一次審査通過団体にお送りする通知書に記載します。

<審査項目>

下記に従い、審査を行うものとします。

審査項目による評価 (23項目・全320点) /名 × 選定委員6名 計1,920点満点

合計点の高い順に順位付けを行い、指定管理者候補者を選定します。

なお、同点で順位付けを明確にする必要がある場合は、審査委員の投票で決定します。投票においても同数の場合は委員長により決定します。

<審査基準> 12ページ (3) 選定審査会評価表

<配点>

評価及び得点				
特に優れている	優れている	普通	劣っている	特に劣っている
5点	4点	3点	2点	1点

二次審査結果の通知は、9月中旬に二次審査を受けた全事業者に対して通知します。

(3) 選定審査会評価表

評価区分		No.	評価項目	配分	確認書類
基本方針	管理運営方針	1	管理運営方針が施設の設置目的に合致したものとなっているか。	×3	3-2
組織	人員配置・労働環境・研修体制	2	施設の管理運営及びサービスを提供するための職員体制、勤務ローテーション体制、労働環境、研修体制が整っているか。	×3	3-3①
		3	地域の人材・障がい者及び高齢者など広く雇用の機会に配慮しているか。	×3	3-3①
	団体の経営状況	4	経営基盤が安定しており、良好な経営状況であるか。	×3	3-3②
	安定した管理運営を担保する実績	5	温水プール、総合福祉センターと同種の施設管理運営業務の実績があるか。	×3	3-4
管理	事業運営の安全・安定性	6	事業運営に必要な知識と資格を持った人材が確保され、無理のない勤務ローテーションにより安全かつ質の高いサービスが提供できるか。	×3	3-5 3-6
	施設管理の安全・安定性	7	日常の施設設備の維持管理方法が明確であり、安全・安定的な管理運営が可能か。	×4	3-7
	快適な環境・衛生管理	8	安全で快適な利用のための、環境・衛生管理及び省エネルギー対策が行えるか。	×2	3-8
		危機管理	9	事故・緊急時等の対応が考えられているか。	×2
	10		地震などの災害、感染症への対応・対策が講じられているか。	×3	3-9
	コンプライアンス	11	労働関係法令、関係法令・条例等遵守や個人情報保護、情報公開の取り扱いについて積極的な対応を行っているか。	×2	3-10
公平な施設利用	12	利用者等の特定化など偏りがなく公平な施設利用に配慮しているか。	×2	3-10	
事業・サービス	事業方針	13	健康増進及び継続したスポーツ活動を支援する工夫が提案されているか。	×3	3-11
	利用者の満足度向上	14	利用者の意見、要望等を集め、サービスの向上、苦情対応など、利用者の満足度向上が図られる提案となっているか。	×3	3-12
	利用者増加方策	15	施設利用者の増加、施設稼働率の向上が図られるものとなっているか。	×4	3-13
	事業バランス	16	教室系事業と一般利用のバランスは妥当か。また、事業の対象者について偏りがいないか。	×2	3-14
コスト	提案価格の妥当性	17	現実的な経費の積算を行っているか。	×4	3-15 3-18① 3-18②
	具体的経費削減策	18	サービスを維持しつつ経費を削減する具体的提案があるか。	×3	3-17
		19	自主財源の確保策が具体的である等、自主事業を含めた費用対効果が十分に期待できるものとなっているか。	×3	3-16
地域貢献	市内事業者の活用	20	市内事業者の活用に対し具体的な提案があるか。	×3	3-19
	市内事業者との連携	21	事業所または営業所等が市内にあるか。又は、構成団体のいずれかが市内事業者であるか。	×1	2-2
	社会貢献	22	自治体との災害協定・ボランティア活動等の実績があるか。	×2	3-20 3-21
総合評価		23	評価項目に無いその他の優れている点や全体のバランスを評価する。	×3	全体

16 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

指定管理予定候補者と多摩市は、仮協定を締結します。

その後地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を、令和8年12月に開催予定の令和8年第4回多摩市議会定例会に提出し、市議会の議決の後、指定管理者として指定します。指定にあたっては指定団体へ文書で通知するとともに、告示並びにたま広報及び公式ホームページへの掲載により公表します。

議会の議決後に候補者を指定管理者に指定するとともに、協定を締結する予定です。協定は、基本的事項を定めた基本協定と、指定管理料等に係る事項を定めた年度協定を締結します。協定の発効は、令和9年4月1日とします。

なお、多摩市議会が議決しなかった場合及び否決した場合において、応募者が応募に関して負担した費用（準備行為を含む）は、一切補償しません。

(2) 基本協定の主な内容

- ア 指定期間に関する事項
- イ 事業計画に関する事項
- ウ 管理の基準に関する事項
- エ 利用料金に関する事項
- オ 事業報告書及び業務報告に関する事項
- カ 多摩市が支払うべき管理費用に関する事項
- キ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- ク 管理の業務に係る個人情報保護及び情報の公開に関する事項
- ケ その他市長が必要と認める事項

(3) 年度協定の主な内容

- ア 当該年度の事業の実施に関する事項
- イ 指定管理料に関する事項
- ウ その他必要事項

(4) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ア 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。
- イ 財務状況の悪化等により、管理運営業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- エ 指定管理者としての応募資格を失ったとき又は欠格事項に該当したとき。

17 様式について

- (1) チェックリスト
- (2) 指定申請書（施行規則第1号様式）
- (3) 指定申請に係る誓約書（様式1）
- (4) 団体概要（様式2）
- (5) グループ構成団体表（様式2-2）
- (6) 事業計画書（様式3）
- (7) 基本方針（様式3-2）
- (8) 組織①②（様式3-3）、③（様式3-4）
- (9) 管理①（様式3-5）、②（様式3-6）、③（様式3-7）、④（様式3-8）、
⑤（様式3-9）、⑥⑦（様式3-10）
- (10) 事業・サービス①（様式3-11）、②（様式3-12）、③（様式3-13）、④（様式3-14）
- (11) コスト①（様式3-15）、②（様式3-16）、③（様式3-17）、④（様式3-18①）、
⑤（様式3-18②）
- (12) 地域貢献①②（様式3-19）、③（様式3-20）、④（様式3-21）
- (13) その他①法人税又は消費税の納税義務が無い旨の申立書（様式3-22）、
②同意書（様式3-23）
- (14) 辞退届（様式4）
- (15) 現地説明会申込書（様式5）
- (16) 資料閲覧会申込書（様式6）
- (17) 質問票（様式7）

※ 申請書類については、ファイリング、インデックス等により見やすくするようにしてください。

※ 様式3～3-23については重複した内容等がないよう分かりやすく記載し、冗長にならないようにしてください。

18 問合せ先

- (1) 温水プール

くらしと文化部スポーツ振興課スポーツ振興担当 電話042-338-6954

- (2) 総合福祉センター

健康福祉部 福祉総務課福祉総務担当 電話042-338-6839

高齢支援課高齢支援係 電話042-338-6923